

# 実習心得

## 1 実習態度について

- (1) 臨床実習中は、指導教員の指示を守り、みだしなみ、態度、言葉づかいなどに注意する。
- (2) 患者さんに関しての診断、病状、治療内容などの秘密は、口外してはならない。
- (3) 廊下歩行時、エレベーター使用時などには患者さんを優先する。
- (4) 実習開始時間は厳重に守る。

## 2 学習方法について

- (1) 診察、検査、処置、手術、帳票の記載などについては、正確な方法を学ぼう努める。
- (2) 全国医学部長病院長会議「診療参加型臨床実習のための医学生の医行為水準策定」でのレベルⅠ・Ⅱを確認の上、積極的に参加する。
- (3) すでに得た知識、技能を実際の症例に応用して診断、治療を行える基本的能力を身につける。
- (4) この指導要項は実習時に必ず携帯し、習得した内容を所定の欄に記入し、毎日指導者の確認をうける。

## 3 院内感染の防止について

清潔、滅菌、消毒、感染源などに注意し、患者さんならびに自己の感染予防を心がける。

## 4 附属病院の諸規定や規則を遵守する。

訂正を加えた「医学生の臨床実習における医療行為と水準」の例示

1. 指導医の指導・監視の下で実施されるべき（レベルⅠ）

医行為		
レベル	内容	医学生の臨床実習における医療行為と水準（平成22年度改訂版モデル・コア・カリキュラムに準拠した北村試案に一部削除、加筆し引用）
指導医の指導・監視の下で実施されるべき（レベルⅠ）	診療の基本	臨床推論、診断・治療計画立案、EBM、診療録作成、症例プレゼンテーション
	一般手技	体位交換
		移送
		皮膚消毒
		外用薬の貼付・塗布
		気道内吸引
		ネブライザー
		静脈採血
		末梢静脈確保
		胃管挿
		尿道カテ挿入抜去
	注射（皮下皮内筋肉静脈内）	
	診療記録	
	外科手技	清潔操作
		手洗い
		ガウンテクニック
		縫合
		抜糸
	消毒・ガーゼ交換	
	検査手技	尿検査
		末梢血塗抹標本
		微生物学的検査（G染色含む）
		妊娠反応検査
		血液型判定
		脳波検査（記録）
		超音波検査（心・腹部）
		視力視野
		聴力
		平衡検査
	診察手技	12誘導心電図
		経皮的酸素飽和度モニター
		医療面接
		診察法（成人・小児・全身・各臓器）（侵襲性、羞恥的医行為は含まない）
		基本的な婦人科診療
		バイタルサイン
		耳鏡
		鼻鏡
		眼底鏡
		直腸診察
	前立腺触診	
乳房診察		
高齢者の診察（ADL評価、CGA）		
救急	一次救命処置	

## 正課中に医学生の身体に影響をきたす傷害が発生した際の対応 (針刺し・切創事故および皮膚・粘膜暴露事故等を含む)発生時のフローチャート

日本大学医学部

	学 生	指導教員又は担当教員 (1⇒2⇒3⇒4の手順で対応する。)	医療機関	学生課・教務課	担 任
傷害発生	直ちに、授業担当教員へ報告 (もしくは、授業担当者に報告)	1. 医師の診察が必要と判断した場合は、 <b>当該診療科に診察依頼を行なう。</b> →	各診療科 <<板橋病院>> HIV以外の暴露：消化器肝臓病内科, 眼科等 HIVの暴露：血液膠原病内科等 <<日本大学病院>> HBV, HCVの暴露：消化器内科等 その他の暴露(HIVを含む)：内科等 <<その他の病院>> 当該病院の感染対策マニュアル等に則り、診療科を受診する。		
	↓ 当該診療科受診	血液等の暴露の場合 → (1) <b>感染症暴露</b> [HBV, HCV, HIV及び梅毒関連]の可能性ある場合は、各病院の感染対策マニュアルに則り、 <b>直ちに対応する。</b> (2) <b>感染症の有無に関わらず当日中に受診させる。</b>			
		2. 科目責任者へ報告する。 学生課及び教務課へ報告する。	【緊急性の高い場合や受診する診療科が不明の場合】 以下に連絡し、指示を仰ぐ。 ・板橋病院 救命救急センター初療担当医 (内線 8500) ・日本大学病院 救急科担当医 (内線 3150) ・その他の病院については、医療機関の担当者の指示に従う。	学生担当及び学務担当と発生事実を共有する。該当学生の受診に際し、事務員が付き添う必要があると判断される場合には、事務員が病院に付き添う。	保護者へ連絡する。 ※ 経緯や症状などの詳細について、回答する必要がある場合は、担当教員や診療科医師との連絡を取り次ぐ。
		3. 関係書類を作成する。 (1) 針刺し・切創事故及び皮膚・粘膜暴露事故等の場合は、 <b>病院感染予防対策室に報告し、関係書類を作成する。</b> (2) 傷害事故報告書(学生課又は医学部のホームページから様式をダウンロード可)を作成し、 <b>原本を学生課、コピーを教務課</b> に提出する。		担任及び病院医事課に報告する。 →	
		4. 必要に応じて、保護者に事故発生の際の詳細を報告する。	必要に応じて、保護者に症状・経過等を説明・報告する。	健康保険組合に使用許可の連絡 ↓ 医学部学生傷害事故等調査委員会で審議 (承認された場合) ↓ 日本大学本部へ申請 ↓ 日本大学本部から治療費(健康保険の一部負担金)給付	
	治療費の還付 ←				